

## 相良村空き家活用促進補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、相良村内にある空き家の有効活用による定住促進と地域経済の活性化を図るため、空き家のリフォーム及び家財処分並びに空き家解体除去後同一敷地内に住居を新築する費用に対し、予算の定めるところにより、相良村空き家活用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、相良村補助金等交付規則（昭和58年相良村規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 相良村内に個人が居住を目的として建築又は購入したが、現に居住等をしていない一戸建て専用住宅及び一戸建て併用住宅（近く居住等をしなくなる予定のものを含む。）をいう。
- (2) 相良村空き家情報提供システム 空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等の申込みに基づき、又は同意を得て収集した空き家の情報を、移住希望者に対し、紹介するための空き家の情報の登録・提供制度をいう。
- (3) 所有者等 空き家に係る所有権又はその他の売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する個人をいう。
- (4) 利用者等 相良村空き家情報提供システムを活用して、売買契約の締結により新たに空き家の所有者となることが決定している個人又は賃貸借契約の締結により空き家を賃借することが決定している個人をいう。ただし、システムを活用しない場合は空き家を相良村が確認できる場合で、利用者が直接空き家所有者へ相談等をおこない、契約できる場合はこの限りではない。
- (5) リフォーム 空き家の安全性、居住性及び機能性等の維持又は向上のために行う修繕、模様替え、増築、補修及び取替え等の工事を行うことをいう。

- (6) 家財 空き家において使用されず残置された状態の電化製品、家具、食器及び衣類、仏壇などの道具類をいう。
- (7) 解体除去 相良村内にある空き家を解体除去し新築できるよう更地等に整備するものをいう。
- (8) 新築 空き家解体後の更地に新たに住居を建築することをいう。
- (9) 施工業者 村内に事業所、営業所等を有する法人又は個人事業主をいう。

(補助対象物件)

第3条 この要項の規定による補助の対象となる空き家は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- (1) 所有者等と利用者等との間で、売買又は賃貸借契約が成立したもの。
- (2) 過去にこの補助金によるリフォーム又は家財処分並びに解体除去及び新築を行っていないもの。
- (3) 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）又は土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）以外の区域に存在する空き家であること。

(補助対象者)

第4条 この要項の規定による補助の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本補助金によるリフォーム及び家財処分並びに解体除去及び新築を行った後、5年以上当該空き家又は当該空き家解体除去後の新築に居住する旨の承諾をする利用者等、又は利用者に5年以上当該空き家に居住する旨の承諾を求め承諾書を提出する所有者等
- (2) 過去にこの制度による補助を受けたことのない者
- (3) 相良村及び前住所地等に村税等を滞納していない者
- (4) 所有者等の三親等以内の親族でない者

(補助対象経費)

第5条 この要項の規定による補助の対象となる経費は、他の法令等の規定に基づき交付を受ける補助金等の対象経費として含まれていないものであることとする。

2 補助金の交付対象となる経費は、それぞれ当該各号に掲げるものとする。  
ただし、申請年度内に完了する事業に要する費用であるものとする。

(1) リフォーム 施工業者の請負により施工するもの。ただし、次に掲げる工事を除く。

ア 空き家に付属する別棟の車庫や物置等の工事

イ 併用住宅の居住以外の部分のリフォーム

ウ 冷暖房器具及び家電製品等の取付け工事

エ カーテン、家具、調度品等の設置工事

オ 電話、インターネット等の配線工事

カ 外構工事

キ 空き家のリフォームを伴わない解体又は除却工事

ク 申請者が直接行う工事

ケ その他、村長が不相当と認めた工事

(2) 家財処分 空き家の居住部分に係る家財処分に要する費用で廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている法人又は個人事業主が実施するものであること。

(3) 解体除去及び新築工事 空き家を解体除去し新築するために要する費用で廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている法人又は個人事業主が実施をおこない、施工業者の請負により新築を施工するもの。ただし、次に掲げる工事を除く。

ア 空き家を解体除去し新築をおこなわない工事

イ 空き家の附属する別棟の車庫や物置等のみを解体除去する工事

ウ 村内に既に所有している住宅の買替である工事

エ 空き家の解体除去をおこなわず新築又は増築をする工事

オ 申請者が直接行う工事

カ その他、村長が不相当と認めた工事

(補助金額)

第6条 補助金の額は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) リフォーム 補助対象経費の2分の1に相当する額
- (2) 家財処分 補助対象経費の10分の10に相当する額
- (3) 解体除去及び新築工事 補助対象経費の10分の10に相当する額

2 補助金の額は、次の各号に掲げる額を上限とする。

- (1) 売買契約又は賃貸借契約の成立した物件のリフォームをするとき  
1,000,000円
- (2) 家財処分をするとき 100,000円。ただし、仏壇撤去のみの場合は  
50,000円、ハウスクリーニングのみの場合は30,000円
- (3) 解体除去及び新築工事をするとき 3,000,000円

3 リフォーム及び家財処分に係る補助金の両方を申請するときは、その補助金の合算額の上限は、前項第1号又は第2号に規定するリフォームの上限額とする。

4 家財処分及び解体除去に係る補助金の両方を申請するときは、その補助金の合算額の上限は、前項第1号又は第2号に規定する解体除去及び新築工事の上限額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、相良村空き家活用促進補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。ただし、空き家解体除去及び新築工事を実施する場合は、同条第3項の規定により事前申請をおこなうこと。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 承諾書（様式第4号）
- (4) 対象事業に係る見積書及び請負契約書等
- (5) 対象事業箇所がわかる空き家及び周辺の見取図
- (6) 空き家の所有又は賃貸借を証明する書類

- (7) 申請者が空き家の所有名義人と異なる場合における所有名義人の承諾書（様式第4号）
  - (8) 施工前の写真
  - (9) 新築に係る図面等
  - (10) 誓約書（別添1）
  - (11) その他村長が必要と認める書類
- 2 リフォーム又は家財処分を実施する場合は、売買又は賃貸借契約締結後1年を経過するまでの間に申請しなければならない。
- 3 解体除去後新築工事を実施する場合は、解体除去を実施する前に事前申請（様式第12号）を行い、村長からの事業実施認定（様式第13号）後、新築実施前に同条第1項に掲げる書類を添えて交付申請しなければならない。ただし、交付申請については事前申請時の添付書類の内容に変更ない場合は、併用することができる。

（交付の決定等）

第8条 村長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類審査及び現地調査（家財処分のみときは除く。）を行い、その内容が適正であると認めたときは補助金の交付を決定し、相良村空き家活用促進補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（事業計画の内容変更等）

第9条 補助金の額の決定を受けた申請者は、事業計画の内容に重大な変更が生じたとき又は内容変更等により交付決定額を変更する必要があるときは、相良村空き家活用促進補助金変更申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更収支予算書（様式第7号）
- (2) 変更内容が確認できる見積書
- (3) その他村長が必要と認める書類

（交付決定の取消し等）

第10条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交

付決定を取り消し、若しくは交付決定額を変更し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 利用者等以外に売却又は賃貸したとき。
- (3) 補助金の交付の決定を受けた日以後において、第4条各号に該当しない者になったとき。
- (4) 当該工事等が申請年度内に完了しないとき。
- (5) 交付決定後において、村長が申請者又は対象事業について要項の目的に違反することがあると認めたとき。

(実績の報告)

第11条 申請者は、対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、当該事業の成果を記載した相良村空き家活用促進補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる関係書類を添えて、村長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第9号）
- (2) 領収書の写し
- (3) 施工後の写真
- (4) 当該空き家又は空き家解体除去後の住居への居住を証明する利用者又は所有者等の住民票
- (5) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第12条 村長は、前条の規定による実績報告があったときは、報告に係る書類審査及び現地調査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、相良村空き家活用促進補助金額確定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 申請者は前条の規定による通知を受けたときは、相良村空き家活用推進補助金交付請求書（様式第11号）を村長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第14条 村長は、前条の請求があつたときは、申請者に補助金を交付するものとする。ただし、村長が必要と認めるときは、概算払の方法により交付することができる。

(雑則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。  
(相良村空き家リフォーム等補助金交付要項の廃止)
- 2 相良村空き家リフォーム等補助金交付要項（平成30年相良村告示第33号）は、廃止する。